

議 事 録

会議名	令和7年度第3回寒川町子ども・子育て会議		
開催日時	令和8年3月27日（金）15:30～16:30		
開催場所	寒川町役場東分庁舎 第3会議室		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	<p>出席者：磯川委員長、高梨副委員長、小林委員、石井委員 藤崎委員、河村委員、白岩委員、野田委員</p> <p>事務局：宮崎子ども育成部長、 鳥海子ども政策課長、中瀬副主幹</p> <p>関係事業課：野呂子育て支援課長、熊倉主査 徳江保育幼稚園課長 岡野生涯学習課長</p> <p>欠席者：本間委員、杉山委員 傍聴者：0名</p>		
議 題	<p>(1) 乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認に係る意見の聴取について</p> <p>(2) 「保育提供体制の確保のための実施計画」の承認について</p> <p>(3) その他</p> <p>①認可保育所・病児保育施設整備事業について</p> <p>②産後ケア施設改修費等支援補助事業の進捗状況について</p> <p>③寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会について</p>		
決定事項	<p>議事録承認委員 藤崎委員、河村委員に決定</p> <p>(1) 意見なし</p> <p>(2) 承認</p>		
公開又は 非公開の 別	公開	非公開の場合その 理由（一部非公開 の場合を含む）	
議事の経過	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認に係る意見の聴取について</p> <p>【磯川委員長】</p> <p>それでは議題1の乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認に係る意見の聴取について、事務局より説明をお願いいたします。</p>		

【徳江保育幼稚園課長】

はじめに乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」についてご説明いたします。

資料1の1ページをご覧ください。

この事業は「こどもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件等を問わず保育所等に通園できる制度です。国は月一定時間を上限10時間としております。

利用対象児童は、6か月から満3歳未満の保育所等に通っていないこどもとなります。

認可についてですが、事業を実施しようとする事業者は、町から認可基準に基づいて適切に事業を実施できると認められる者として認可を受ける必要があります。認可基準とは、国の基準に即して町が条例で定めるもので、面積基準や保育士配置基準等について規定しております。これは児童福祉法に基づくものです。

次に確認についてですが、事業者が給付を受けるために、運営基準を遵守していることについて、町から確認を受ける必要があります。運営基準とは、国の基準に即して町が条例で定めるもので、安全に保育を行うために、勤務体制の確保、虐待等の禁止、秘密保持等必要な事項を規定しております。これは子ども・子育て支援法に基づくものです。

町が認可及び確認をするための意見聴取についてご説明いたします。

資料1の2ページ 裏面をご覧ください。

児童福祉法と子ども・子育て支援法の中から抜粋した条文を記載しております。

認可につきましては、児童福祉法第34条の15第4項に、認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合には、その意見を、その他の場合は児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならないとしております。町には児童福祉審議会はございませんので、その他の場合として、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者で構成されている子ども・子育て会議の委員の皆様にご意見を伺いたいと考えております。

確認につきましても同様に、子ども・子育て支援法第54条の2第3項に、利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援法第72条第1項の審議会である子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとしております。

資料1の3ページをご覧ください。

4月から乳児等通園支援事業を実施しようとする事業者2施設から、認可申請書及び確認申請書のご提出が、令和8年3月25日にありました。

資料に記載のとおり事業を実施する申請書が提出されております。

ご覧いただき、ご意見等がございましたら、お伺いしたいと思います。
よろしく願いいたします。

【磯川委員長】

今、事務局の方から資料1の説明が終わりました。質問、意見のある方はいらっしゃいますか。

～特に質問、意見なし～

【委員長】

特に、意見なしということでしょうか。

それでは、次の議題に入ります。

(2) 「保育提供体制の確保のための実施計画」の承認について

【磯川委員長】

それでは議題2の「保育提供体制の確保のための実施計画」の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

【徳江保育幼稚園課長】

町では待機児童や保育士不足の解消のために国の補助を活用した事業を行っております。初めに、その中の2つの事業、利用者支援事業（特定型）と保育士宿舎借り上げ支援事業について、補助の内容をご説明させていただきます。

資料2の1ページをご覧ください。

1つ目の利用者支援事業（特定型）は、待機児童の解消を図ることを目的としており、事業の概要のところに記載のとおり、町の窓口で子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行う事業です。町の保育幼稚園課窓口には平成31年4月から保育コンシェルジュを配置し、保護者のご相談に対応してまいりました。この事業に対して国の子ども・子育て支援交付金を活用しております。

資料2の2ページ 裏面をご覧ください。

2つ目の保育士宿舎借り上げ支援事業につきましては、事業の目的の欄をご覧ください。この事業は保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することにより、保育士が働きやすい環境を整備することを目的しております。町では令和7年度から保育士不足を解消するために、この事業を開始しました。この事業に対しては国の保育対策総合支援事業費補助金を活用しております。

資料3の1ページをご覧ください。

保育提供体制の確保のための「実施計画」による財政支援についてですが、ご説明をいたしました2つの事業は、資料の右側3. 「地域課題に応じた対策の採択により受けられる財政支援」のところの①と⑤に記載があり、左側の3. 「地域の課題に応じた対策」として待機児童や人

口減少、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等に係る計画を国に提出する市区町村とありますが、ここにあたる市区町村は財政支援を受けることができます。町としては財政支援を受けて事業を継続していきたいと考えております。

資料4の1ページをご覧ください。

令和7年度～令和8年度以降における対応の変更点についての資料になります。

その財政支援を受けるための対応が変更となり、下線の部分が変更箇所ですが、採択種類が②③と追加され、対象自治体も②③が追加されております。

一番下の欄、「地方版子ども・子育て会議等での承認」の欄の令和8年度以降をご覧くださいますと承認が必要と変更されております。2つの事業に対して財政支援を受けるためには「保育提供体制の確保のための実施計画」に係る様式の記載内容について、子ども・子育て会議の承認が必要と変更となりました。

資料4の2ページ 裏面に地方版子ども・子育て会議等に諮ることについて記載されておりますので、参考をご覧ください。

資料5が「保育体制の確保のための実施計画」となります。追加資料もあります。

保育士不足等地域課題に応じた対策のために資料2に記載の2つの事業を実施することで、解消していくという計画としております。一番下の欄の待機児童数をご覧くださいますと、令和7年4月1日は2人、令和8年4月1日は見込ですが、4人と2人増えております。事業の実施により次年度に向けて、保育士を確保し、待機児童数を減にしていくことを考えております。

この会議で「保育提供体制の確保のための実施計画」についてご承認を頂きたく、議題といたしました。

ご質問やご意見等がございましたら、お伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

【磯川委員長】

今、事務局の方から資料1の説明が終わりました。質問のある方はいらっしゃいますか。

【藤崎委員】

保育コンシェルジュの配置、保育士宿舍借り上げ支援事業を実施したことによる寒川町への効果は、どのような方法で効果を図る予定でしょうか。

具体的な指標のようなものがあれば教えていただきたいです。

【徳江保育幼稚園課長】

保育コンシェルジュの設置については、相談の予約件数がここ数年伸びている点と、子育て支援センターにおいて、月に1回、第4水曜日に

お伺いをし、そこに遊びに来ている方が気軽に相談できる時間を設けたりしており、そこでも件数が伸びております。保育園の入園申し込みについては、例年11月に次年度4月の申込みを受けておりますが、「保育園に入れず困っている。」といった相談が増加しており、そういった相談に対応をしております。

また、保育士宿舎借り上げ支援事業については、今年度から始めた事業となっております。

保育士の経済的負担軽減を目的に、宿舎の借り上げをしている施設に対して補助するという事業で、それにより施設が保育士の確保につながるというものですが、今年度については3名の方が、保育士として働かれております。

【藤崎委員】

保育士宿舎借り上げ支援事業については、仮にこの補助金を受けられないとなった場合、自分で家賃を払うか出ていくかを選択せざるを得なくなるのではと思いますが、その場合、町単独で補助等を行う予定はあるのでしょうか。

【徳江保育幼稚園課長】

補助金が活用できないと、すべて町の一般財源となってしまいます。引き続き、補助金の活用をしていきたいと考えております。

【磯川委員長】

質問のある方はいらっしゃいますか。

～特に質問なし～

【磯川委員長】

議題2については、承認事項です。承認される方の挙手を求めます。

～挙手全員～

【磯川委員長】

挙手全員ですので、議題2については承認されました。

(3) その他 ①認可保育所・病児保育施設整備事業について

【磯川委員長】

それではその他の①認可保育所・病児保育施設整備事業について、事務局より説明をお願いいたします。

【鳥海子ども政策課長】

それでは、資料6「認可保育所・病児保育施設整備事業について」によりご説明させていただきます。1ページをご覧ください。

はじめに、当該事業の背景についてご説明いたします。

まず、保育ですが、町の保育には、下のグラフのとおり、保育申込数において右肩上がりの増加傾向が続いており、多数の未入所児童が生じ、待機児童が解消できていない状態が続いているという課題があります。

2ページをご覧ください。

保育については、必要な量を見込んで、それに対応する提供量をどのように確保していくかを子ども・子育て支援事業計画に定め、計画に従って整備を進めていくこととなっております。第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画では、右の表のとおり人口減少等を踏まえ、減少の方向で量の見込みを設定しておりますが、保育申込数の増加が続いていること、以下のグラフのとおり、改めて、保育需要のシミュレーションを行った結果、今後も保育申込数の微増傾向が継続すると考えられることなどから、中間見直しにおいて、量の見込みの方向性を増加の方向で見直したいと考えております。

なお、保育需要のシミュレーションは、経済成長が一定程度進むという前提のもとに、人口ビジョンや国の労働力需給の推計（厚生労働省の要請を踏まえた独立行政法人労働政策研究・研修機構の2023年度版労働力需給の推計）を踏まえた母の就業率の推移の推計、保育を選択する者の増加傾向などを基に2つの方法で推計しております。

1つ目は赤線の推計で、町の母の就業率が2040年には、国の20歳から49歳までの女性の就業率の平均である84.9%に達するという仮定で推計したのですが、子どもの有無に関係ない全体の推計を当てはめておりますので高めの推計になっていると考えております。

2つ目は緑線の推計で、令和7年度の町の母の就業率を基に、国の推計の伸び方を参考に伸び率を算出して2040年までの就業率を推計したのですが、令和2年から令和7年までの就業率の伸びが、国が4.45%であったのに対して、町は10.06%であったことを踏まえると、国の伸び方を参考とした伸び率では低い可能性があると考えております。

このようなことから、保育需要の推計値としましては、赤線では過剰となり、緑線では過少となる可能性があることから、その中間である黄線を使用したいと考えております。

3ページをご覧ください。

量の見込みを増加の方向で見直した場合に、どのように提供量を確保していくかという確保方策についてご説明いたします。

量の見込みを前ページの黄線の推計値、表中の①に改めた場合、②の定員、すなわち提供量を変更しなかった場合、③のとおり不足が生じ続け、拡大していくこととなります。

令和9年度において既存保育所の定員見直しなどにより10人程度確保できるのではないかと見込んでおりますが、それでも不足の解消には至らないため、令和11年度までに70人規模の認可保育所を新たに開設して、⑤のとおり第3期において提供量を確保し、⑥のとおり不足を解消する必要があります。

なお、第5期以降の不足については、現時点で措置を講じると供給過

剰となる可能性があることから、第4期における第5期計画の策定において対応することが望ましいと考えております。

4ページをご覧ください。

次に町の病児保育事業に係る課題ですが、①のとおり、当該事業は、子ども・子育て支援法第59条において、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って行うものとされている事業ですが、町においては、病児保育事業を行う者がおらず実施できていない状況が続いており、現時点において県内で実施していない自治体は町を含めて6団体のみとなっております。

第3期計画との関係では、②のとおり、計画策定当時に、開設に前向きな事業者との調整が進んでいたため、当該計画に令和9年度に1箇所開所する形で確保方策を定めましたが、当該事業者による開設が無くなったため、開設に向けて何らかの手立てを講じる必要があります。

5ページをご覧ください。

当該事業の目的・目標ですが、保育については、保育需要に対応し、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、定員70～75人程度の民設民営の認可保育所を開設させて保育実施を委託すること、病児保育事業については、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るため、定員3人の病児保育事業を実施できる場所を設けさせて当該事業の実施を委託することで、これらを達成するには次の理由からプロポーザルにより受託者を選定したいと考えております。

その理由としては、まず、①のとおり、町の事業を委託するものでありますので、受託者の選定は公平に行われ、その受託者や提案は最適なものが選定される必要があるからです。

また、②のとおり、病児保育事業については、これまで町において開設する者がいなかったこと、病児保育事業単体では経営的に難しい面があることから、新たに認可保育所等が開設される機会を捉えて、当該認可保育所等に病児保育事業を行う部分を併設するという形で実施をしなければ、町内での実施は難しいと考えられるため、先ほど説明いたしました目的・目標は、「病児保育併設型の認可保育所を開設して保育実施と病児保育事業の委託を受けることができる者を選定する」という形で達成する必要があると考えております。

6ページをご覧ください。

プロポーザルについてご説明いたします。

募集の概要としましては、①のとおり、受託者自らが、土地を用意し、病児保育併設型の認可保育所を建築するというもので、事業に要する不動産は受託者が用意するという形になっております。町は、建築に対して補助をする予定ですので、募集要項にその旨を記載いたします。

そして、②のとおり、町から保育実施と病児保育事業の委託を受けて①の施設において事業を実施するという内容になります。

次にプロポーザル等のスケジュールの概略についてご説明いたします。

スケジュール全体としましては、令和11年4月開所に向けたものとなっております、そのうちの主なものを記載しております。

令和11年4月に開所するには、令和9年7月～8月に国庫補助金の所要額調査において必要書類を提出し、令和10年4月に内示を受ける必要がありますが、所要額調査の準備には多くの時間を要すると見込まれますので、これに間に合わせるようにするには、令和8年10月にはプロポーザルの募集要項を公表し、同年12月には受託事業者を決定する必要があります。

この場合、令和8年度中にプロポーザルを実施することとなりますので、募集要項において令和10年度において施設整備に対して補助をする旨を示せるように、あらかじめ、令和8年度当初予算において、令和10年度までを期間とする債務負担行為として計上します。

なお、第3期計画につきましては、これまでご説明いたしました量の見込みや確保方策などの変更を反映させるために、令和9年度において中間見直しを行いたいと考えております。

7ページをご覧ください。

当該事業に係る予算についてご説明いたします。

令和8年度においては、当初予算において、記載のとおり、施設整備に対する補助に係る予算を令和10年度までを期間とする債務負担行為として計上いたします。

令和10年度においては、記載のとおり、認可保育所部分については保育幼稚園課が、病児保育事業部分については子育て支援課が、それぞれ歳入・歳出予算を計上して施設整備に対する補助を支出いたします。

認可保育所部分には就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、病児保育事業部分には子ども・子育て支援施設整備交付金を活用する予定です。

令和11年度以降においては、記載のとおり、保育幼稚園課と子育て支援課がそれぞれ歳入・歳出予算を計上して委託料を支出いたします。

認可保育所部分には子どものための教育・保育給付費国庫負担金及び県費負担金を活用し、病児保育事業部分には子ども・子育て支援交付金を活用して委託料を支出する予定です。

なお、令和10年度及び令和11年度の額は、現在の国交付金の基準額を参考に算出したものでありますので、基準額の変更、建設費の高騰、認可保育所部分と病児保育事業分との按分等により変更になる可能性があります。

説明は、以上となります。

【磯川委員長】

今、事務局の方からその他の①認可保育所・病児保育施設整備事業についての説明が終わりました。質問のある方はいらっしゃいますか。

【磯川委員長】

病児保育というのは、医師の常駐は必要なのでしょうか。

【鳥海子ども政策課長】

医師の常駐は必要ないですが、看護師の常駐は必要となります。

【磯川委員長】

他に質問のある方はいらっしゃいますか。

【藤崎委員】

定員が70人から75人程度の保育園というのは、0歳から年長さんまでのバランスとしては、どんな雰囲気の園になるのでしょうか。

親の就業にあたっては、恐らく0歳とか1歳の乳幼児の需要が高いのではと感じますが、人数のバランスについては基準のようなものはあるのでしょうか。

【徳江保育幼稚園課長】

定員についてはまだ明確に決まっておりません。

保育士が1人で見ることができる児童数というのは、保育士配置基準で定められておりますので、その基準に基づいて決めるようになると思います。

0～2歳児については、保育士1人あたりが見れる人数も少なく、年齢があがれば保育士1人当たりの児童数も増えるため、枠については、児童の年齢が上がるにつれて、広がっていくと想定されます。

【藤崎委員】

あくまで、事業者が実現化の範囲で実施するとのことでしょうか。

【徳江保育幼稚園課長】

保育需要等を鑑みながら、町から定員等についてお願いする形になります。

【藤崎委員】

お願いをする事項については、事業者が決定後に相談する形になるのでしょうか。

【徳江保育幼稚園課長】

プロポーザルを実施するにあたり仕様書を作成し、その内容に対応できる事業者が応募するといった流れになります。

【藤崎委員】

今まで、国全体で家庭的保育事業や認定こども園を推進してきたと思います。そういった中、新たに保育所を新設することで現状の課題が解決するのか、また、今までの事業等との兼ね合いはどうなるのか等の疑問が残るといった感想になります。疑問の解消のために、今後も、進捗等について、この会議で教えていただきたいと思います。

【宮崎子ども育成部長】

町としては、待機児童の解消に向け事業者からの提案に対して国の補助金を活用して施設を整備していただくなど取り組みを進めてまいりましたが、待機児童をゼロにはできていない状況にあります。また、病児保育についても実施に至っていないという状況にあります。限られた予算の中で、そういった状況を解消するためにはどういった事業を進めるべきか、保育需要の分析等を進める中で、今回の病児保育併設の認可保育所の整備を進めるとの判断に至ったものですので、ご理解いただければと思います。

【藤崎委員】

寒川町で子どもを預けながら働こうという保護者が増え、預ける場所が足りなくなるという認識をしました。また、就業だけでない多子や福祉的ニーズなども把握しながら、「社会で子育てしていきましょう」というふうに町も思ってくれているんだっていうメッセージが世の中に広がるといいなと思います。

【高梨副委員長】

少子化が進む中で、町が子どもを増やそうとする方向性で事業を行おうとする点についてはとてもいいと感じています。

しかしながら、現状、加配が必要なお子さんが増えてきている等の理由で各園においては保育士不足となっている中で、実際に新しい園を作るとなると保育士の奪い合いのような状況になってしまうのではないかと不安を感じる面もあります。

【磯川委員長】

他に質問のある方はいらっしゃいますか。

～特に質問なし～

(3) その他 ②産後ケア施設改修費等支援補助事業の進捗状況について

【磯川委員長】

それではその他の②産後ケア施設改修費等支援補助事業の進捗状況について、事務局より説明をお願いいたします。

【野呂子育て支援課長】

令和7年11月27日の令和7年度第2回寒川町子ども・子育て会議において、一度進捗についてご説明させていただきましたが、今回はその後の経過報告です。

産後ケア事業は、第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画の83ページに今後の見込み量や確保提供量、確保方策の考え方などが定められております。産後ケア事業は推計人口の減少に伴って、対象となる産婦は減少していくと見込んでおりますが、事業の認知度などの高まりに伴い、利用者は増加すると見込んでおり、町内に産後ケアを必要とする産

婦が利用できる体制を整えるため、産後ケア施設改修費等支援を行いました。

1点目、産後ケア施設改修費等支援事業補助金の申請状況についてです。令和7年12月、国から母子保健衛生費国庫補助金の交付決定通知を受領しました。また9月に事業者からの申請のあった追加工事について、国へ母子保健衛生費国庫補助金変更交付申請を行いました。

令和8年1月に事業者からの再度の追加工事の変更承認申請を受領しております。

国補助、町補助ともに、総事業費の変更はあるものの、当初の交付申請の段階で基準額の上限であったため、補助額は変更ございません。

2点目、設置場所・設置形態は、変更はございません。

3点目、町の予算措置についてですが、負担金、補助及び交付金において産後ケア施設改修費等支援事業補助金2,390万5,000円を議決いただき、歳入につきましては、令和7年12月1日付で、国から交付決定通知を受領しましたので、令和8年3月補正にて、母子保健衛生費国庫補助金1,593万6,000円の財源更生をいたしました。

4点目、工事の進捗状況については、前回のご報告の時点では、基礎工事の段階でしたが、工事は令和8年2月26日完成した旨、報告をいただいております。

資料の写真は、令和8年2月6日時点で、外回りが終わり、2月26日時点では、内装工事も終了しております。本日追加させていただいた資料は、3月23日の完了確認時の写真となっています。

5点目、今後の予定ですが、建物が完成し、3月12日に、事業者から町へ補助金実績報告が提出され、町から補助金を交付するにあたっての建物完了確認を3月23日に町が実施しております。

今後、事業者へ額確定通知及び交付手続きをし、町から国へ補助金実績報告を行っていく予定です。

産後ケア事業としては、4月上旬から開所予定となっており、これまでの施設の1部屋の受け入れから、4部屋へと受入れ人数が増となり、計画に見合った提供量が確保できる見込みです。説明は以上です。

【磯川委員長】

今、事務局の方からその他の②産後ケア施設改修費等支援補助事業の進捗状況についての説明が終わりました。質問のある方はいらっしゃいますか。

【磯川委員長】

現在、幼児施設はバリアフリーでないと許可されないと認識しております。資料の玄関は、階段になっていると思われませんが、バリアフリーではないのでしょうか。

【野呂子育て支援課長】

玄関については、階段になります。こちらの施設は、産後ケア施設の

ためそういった基準はないものになります。

【磯川委員長】

意見になりますが、町の補助金を活用しているので、そういった点について町から指導してもいいのではないかと思います。

【野田委員】

外構工事は完了しているのでしょうか。

【野呂子育て支援課長】

現在、実施中と認識しております。

【野田委員】

事業者もベビーカー利用等も承知されていると思うので、是非、バリアフリーが反映されたかたちになることを望みます。

【磯川委員長】

他に質問のある方はいらっしゃいますか。

～特に質問なし～

(3) その他 ③寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会について

【磯川委員長】

それではその他の③寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会について、事務局より説明をお願いいたします。

【岡野生涯学習課長】

今年度3回目となります「放課後子ども総合プラン運営委員会」は、2月25日水曜日に開催しましたが、協議案件はなく、報告事項として2件、委員の皆さまに報告をいたしました。

1件目は、児童クラブとふれあい塾の今年度の実績について、保育幼稚園課と生涯学習課からそれぞれ報告をいたしました。

2件目は、この会議体の名称変更について、継続検討となっていた件で、「寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会」の名称変更については、庁内にて再検討した結果、放課後の子どもの居場所に係る町の方向性が見定まるまでの間、会議名称の変更に係る検討については見送ることといたしました。

理由としては、ふれあい塾の事業の方向性を検討する必要があり、放課後の子どもの居場所づくりなのか、魅力ある事業とするのか等を含め、教育委員会の方針としては、教育的立場で施策検討していく考えでおりますが、児童クラブを所管している保育幼稚園課や、令和7年度に創設されました子ども・子育て施策の企画及び調整を所管する子ども政策課とともに、放課後の子どもの居場所に関する施策について検討を進めていく予定であることから、見送りとしたものです。

放課後の子どもの居場所に関する方向性が一定程度見定まった際には、当委員会の名称変更について再度協議の場を設定することとし、委

員の皆さまにもご理解いただきました。報告については以上です。

【磯川委員長】

今、事務局の方からその他の③寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会について説明が終わりました。質問のある方はいらっしゃいますか。
～特に質問なし～

【磯川委員長】

他に、事務局から何かありますか。

【野呂子育て支援課長】

ルナルナみらいサポートにつきまして、本日追加配布させていただいた資料をご覧ください。町と株式会社エムティーアイで、3月23日に締結されました、神奈川県内では初となる「妊娠・出産等健康管理の支援に関する連携協定」とそれにより提供されるアプリについて、ご説明させていただきます。

この協定は、「妊娠・出産等の健康管理に関する支援」を行うことを目的として、エムティーアイが提供するアプリ、「ルナルナ」の有料機能である「プレミアムコース」を、令和8年4月1日から令和10年3月31日まで、町の住民は無料でお使いいただけるというものです。

「ルナルナ」は、携帯にダウンロードしてご利用いただくことにより、女性のカラダとココロの健康を管理するアプリです。自身の過去の生理日を入力すると、運営会社が蓄積しているデータを利活用して開発した独自のアルゴリズムで、次の生理予定日や、妊娠しやすい時期・しにくい時期や、生理周期からみた、カラダの状態をお知らせしてくれます。

町では現在、様々な子育て支援策を実施しておりますが、少子化の進行は非常に厳しく、この10年間で出生数が28%減少している状況です。このアプリを利用した妊娠・出産支援につきましては、県内では初となる取り組みで、自然妊娠率の向上は、これまでとは違った視点での取り組みであり、当該アプリをご利用いただく方に、その方の妊娠しやすい時期をお知らせすることで、出生数の増加につなげようとするものでございます。

配布資料であるチラシの裏面にある、二次元バーコードからアプリをダウンロードし、アプリ内の案内に沿って登録することでご利用いただけます。ただこの登録は4月1日からになりますので、本日はまだ登録できません。

町の住民の皆さまに広くご利用いただき、女性の健康管理に役立てて欲しいと考えております。ご家族やお知り合いの方々にも広くご紹介いただければと考えております。説明は以上です。

【磯川委員長】

他に、事務局から何かありますか。

	<p>【中瀬副主幹】 前回の会議に付議し、ご意見をいただきました「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画の代用計画」について、令和8年2月4日付けで神奈川県知事から異議がない旨の通知があり、県との協議が終了し、同計画が確定しましたので、ご報告いたします。 ご審議ありがとうございました。</p> <p>【磯川委員長】 他に、事務局から何かありますか。</p> <p>【鳥海子ども政策課長】 ございません。</p> <p>【磯川委員長】 それでは本日の議題がすべて終了しました。 議事進行にご協力いただきまして大変ありがとうございます。 それでは議事が終わりましたので事務局にお返しいたします。</p> <p>【鳥海子ども政策課長】 本日はスムーズな議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。それではこれをもちまして令和7年度第3回寒川町子ども・子育て会議を終了させていただきます。 本日はありがとうございました。</p>
<p>配付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明資料 子ども・子育て会議の委員の皆様にご意見を伺うことについて ・ 資料 1 乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認に係る意見の聴取について ・ 資料 2 補助金の説明 ・ 資料 3 保育提供体制の確保のための「実施計画」による財政支援について ・ 資料 4 令和7年度～令和8年度以降における対応の変更点 ・ 資料 5 保育提供体制の確保のための実施計画 ・ 資料 6 認可保育所・病児保育施設整備事業について ・ 資料 7 産後ケア施設改修費補助の進捗状況について ・ 参考資料 チラシ（LunaLunaについて）
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>藤崎委員、河村委員（令和8年4月22日確定）</p>